

始良市農業委員会総会議事録（９月）

1. 開催日時 平成29年9月29日（金） 午後1時30分～3時30分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1 番	松元 信道	11 番	内村 洋昭
2 番	森 洋一	12 番	西 泰行
3 番	岩元 律子	13 番	堂前 澄男
4 番	野元 幸雄	14 番	今村 逸子
5 番	夏田 恒	15 番	内飩 達也
6 番	今西 馨	16 番	松尾 博好
7 番	本村 正一	17 番	瀬尾 幹男
8 番	坂元 廣幸	18 番	市蘭 由美子
9 番	小長野 誠	19 番	米迫 慎二
10 番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（10人）

1 番	池端 隆志	7 番	白尾 親昭
2 番	新屋敷 幸一	8 番	牧野田 隆平
3 番	中村 政芳	9 番	大重 孝司
4 番	柳迫 勝美	10 番	上福元 克己
5 番	犬童 博子	11 番	松元 健一
6 番	宇都 和義	12 番	湯脇 博信

欠席委員 6 番委員、9 番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について
5. 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地転用事業計画変更申請について
8. 議案第 6 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
9. 議案第 7 号 農地の利用目的変更願について

- 10. 議案第 8 号 非農地証明願について
- 11. 議案第 9 号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について
- 12. 議案第 10 号 農地あっせん申出（売渡希望）について
- 13. 農地あっせんの経過報告
- 14. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 15. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
振興係長
振興係主査
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
~~始良農林水産係長~~

始良市農業委員会総会議事録（平成２９年９月） （大会議室に全員着席）	
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕 ただいまから、平成２９年度第６回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は１９名中、１９名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 _____ 会務報告 _____
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明 _____ 議事録署名委員の指名 _____
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、１３番委員、１４番委員にお願いいたします。 _____ 会議書記の指名 _____
議 長	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長	握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。 1 番から 7 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 9 月 30 日、契約の始期は 10 月 1 日をそれぞれ予定いたしております。 なお、今回、経営委譲年金関連の利用権設定が 1 件ありまして、契約の始期が、前契約終了日の翌日と同月内に再設定しないと支給停止となってしまうため、その利用権は契約の始期が 10 月 31 日となっております。 契約年数につきましては、3 年間で 4 件、5 年間で 2 件、10 年間で 1 件で、合計 4 件となっております。面積につきましては、合計 24,633㎡ となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 3 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。以上、第 1 号議案の説明を終わります。 それでは、1 番から 7 番までについて質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。 〔質問、意見なし〕 それではお諮りいたします。 議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 7 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第 1 号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 7 番までについては原案のとおり決定いたしました。
--	---

議案第 2 号	
議 長	それでは、日程第 4、議案第 2 号農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定について議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 2 号農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は 4 ページでございます。今月の件数につきましては、1 件となっております。 それでは、1 番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、加治木町日木山在住の〇〇による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山字楠原〇〇番 畑 2, 5 1 4 m²です。対価につきましては、総額〇〇円。1 0 a 当たり〇〇円で決定いたしました。以上で議案第 2 号の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、1 2 番委員にあっせん経過報告をお願いします。
委 員	1 2 番委員です。農地のあっせん報告をいたします。加治木町日木山字楠原〇〇番 畑 2, 5 1 4 m²について、9 月 7 日午後 2 時より加治木総合支所北庁舎 2 階応接室において、譲渡希望者〇〇さん、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員として私と 1 6 番委員、6 番推進委員と事務局職員の立ち会いのもとあっせんを行いました。結果につきましては、総額〇〇円、1 0 a 当たりになると〇〇円で成立しました。なお、今後の手続きとしては、嘱託登記により事務局で所有権移転登記を行う予定となっております。以上で農地あっせんの報告を終わります。
議 長	それでは、1 番について質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 2 号農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についての 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 2 号農用地利用集積計画（所有権移転）の意

議 長	見決定についての1番については原案のとおり決定いたしました。 ————— 議案第3号 ————— 次に、日程第5、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から2番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、5ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査資料の1ページから2ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人、大山在住の〇〇。譲渡人、宮島町在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、大山字大山〇〇番 田 959㎡です。以上で1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	13番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年9月13日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は昨年まで近所の人に作ってもらっていました。今年からは〇〇さんに委託をしたいということです。譲受人の労働力、機械については、管理機1台、刈払機2台、軽トラ1台。〇〇さんは、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しています。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上、報告を終わります。
議 長	次の2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町西別府在住の〇〇。譲渡人、加治木町西別府在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町西別府字後原〇〇番〇 畑 731㎡です。以上で2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、6番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	6番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成29年9月1

議 長	5日譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人のことは、JA職員の頃から知っています。機械類は全て揃っています。譲渡人とはいと同じ。道路端の次の畑が譲受人、その次が譲渡人の畑です。譲渡人は高齢で、こどもがいません。譲受人は子どもが一人いるので相談したところ、譲り受けてもいいということだったので、自分も高齢だが頑張ってみますということです。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番について原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 議案第4号 ————— 次に、日程第6、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から5番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は5件でした。 1番からご説明申し上げます。 申請人は 東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字高木〇〇番畑 161㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、庭園です。申請理由は、現在、同建物の敷地と一体となって、庭及び農機具倉庫の一部敷地として利用しているためです。現状のまま使用するため資金は不要。土地改良区等の意見書は区域外のため

議 長	不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
委 員	ただいまの説明の１番に関連して、１６番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	１６番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、高樋公民館から北東に約２５０ｍの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、現状のまま使うため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の２番について、事務局の説明を求めます。
事務局	２番についてご説明申し上げます。 申請人は、船津在住の〇〇、他１名。土地の所在は、船津字立元〇〇番〇 畑 １９７㎡です。農地区分は、広がり１０ha以上の一団の区域内にある農地ですので、第１種農地と判断されます。 転用目的は、農家住宅２棟の建築面積２３２．７５㎡です。申請理由は、県道拡幅により、居住敷地面積が狭くなったため、宅地にしたいためです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番地〇 宅地 ５０３．６２㎡と一体利用し、全事業面積が７００．６２㎡です。議案第７号１番と関連があります。第１種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長	ただいまの説明の２番に関連して、１５番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	１５番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第１種農地であるが、第１種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、船津公園から南に約４００ｍの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が宅地、南が宅地、北が宅地と畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の３番について、事務局の説明を求めます。
事務局	３番についてご説明申し上げます。

議 長	申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町上久徳字下鶴木〇〇番〇 畑 490㎡です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、通路と庭です。申請理由は、通路と庭が必要なためです。申請地の北側に自宅があり、そこへの通路です。現状のまま使用のため資金は不要、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。すでに通路をコンクリートで舗装しているため、始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。追認案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。 ただいまの説明の3番に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、市街地近接農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、蒲生小から北に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、西が里道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、現況のまま使用するため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番についてご説明申し上げます。 申請人は、神奈川県座間市在住の〇〇。土地の所在は、松原町二丁目〇〇番〇 畑 231㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第2種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積72.2㎡です。申請理由は、神奈川県の住宅を処分し、始良市に居住するため自宅を建築するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明の4番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が畑、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見で

議 長	あります。以上です。
事務局	次の５番について、事務局の説明を求めます。 ５番についてご説明申し上げます。 申請人は、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字前畑〇〇番〇 田 2 3 ㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は準住居地域内にある農地ですので、第３種農地と判断されます。 転用目的は、露天の物置です。申請理由は、申請地が狭く耕作に不向きなため、物置として利用しているためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明の５番に関連して、１３番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	１３番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第３種農地で問題なし。申請地の位置は、始良消防分遣所から北に約８０mの位置です。被害防除の現況は、東が県道、西が田、南が県道、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第４号農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について、１番から５番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第４号農地法第４条の規定による許可申請の処分決定について、１番から５番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第４号農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての１番から５番は、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。
議案第５号	

議 長	つぎに、日程第7、議案第5号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第5号農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。今月は1件でした。 1番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在は、西餅田字井ノ上〇〇番 畑 489㎡、同字〇〇番〇 畑 158㎡、同字〇〇番〇 畑 538㎡、合計3筆の1, 185㎡です。当初の許可は、平成29年1月10日付けの5条許可で、転用目的は宅地造成でした。変更後の申請人は、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在は変更前と同じです。転用目的は駐車場です。理由は、当初計画者は分譲地が飽和状態で需要が低迷したため、事業の変更を余儀なくされ、事業継承人は造成工事の需要が増えたため建設機械のリースの展示場（駐車場）として使用したいためです。議案第6号5番に5条申請がございます。以上です。
議 長	ただいまの事務局説明に関連して16番委員に、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての5番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	16番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐中学校から南東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が山と宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第5号農地転用事業計画変更申請の1番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。 議案第5号農地転用事業計画変更申請の1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第5号農地転用事業計画変更申請についての1

議 長 事務局 議 長 委 員 議 長 事務局	番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ————— 議案第 6 号 ————— 次に、日程第 8、議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。今月は 14 件でした。 1 番についてご説明申し上げます。 譲受人、加治木町朝日町在住の〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字屋ノ上〇〇番〇 田 209㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、農地の広がり が 10ha 未満ですので、第 2 種農地と判断されます。 転用目的は、資材置場です。申請理由は、現在会社の資材置場を借りているため、申請地を自社の資材置場として利用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、5 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第 2 種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、加治木中学校から北西に約 500m の位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が雑種地と水路、南が雑種地と田、北が宅地と道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明あり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。 次の 2 番について事務局の説明を求めます。 2 番についてご説明申し上げます。 借人、西餅田在住の〇〇。貸人、西餅田在住〇〇。借人の奥様のお母様が貸人です。土地の所在は、西餅田字楠元原〇〇番〇 畑 330㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅 1 棟の建築面積 93.83㎡です。申請理由は、現在借家住まいのため、妻の母親が所有する本申請地を使用貸借することにより、住居を建築したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付がありま
---	--

議 長	す。以上です。
委 員	だいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、青雲病院から東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が転用地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明あり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の3番について事務局の説明を求めます。
事務局	3番についてご説明申し上げます。 借人、湧水町在住の〇〇。貸人、鹿児島市在住の〇〇。借人と貸人は親子です。土地の所在は、永池町〇〇番〇 畑 509の内254㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積111.74㎡です。申請理由は、現在借家住まいであるが、申請地を使用貸借にて自己用住宅を建築したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	13番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、永池公園から北西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の4番について事務局の説明を求めます。
事務局	4番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は3名で、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字横八田〇〇番 田 1,404㎡です。譲渡人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字横八田

	〇〇番 田 1, 7 2 8 m²です。譲渡人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字横八田〇〇番 田 1, 6 5 2 m²、字太良山野〇〇番〇畑 3 2 7 m²、合計2筆の1, 9 7 9 m²です。合計4筆の5, 1 1 1 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種低層住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、将来は高速道路ジャンクションが予定され、交通の便が良くなり住宅需要が見込まれるため、宅地造成をしたいためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地の許可済9筆7, 0 5 6 m²と一体利用し、全事業面積は1 2, 1 6 7 m²で県開発行為事案です。3, 0 0 0 m²超えですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、1 3 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1 3 番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、桜島サービスエリアから東に約1 0 0 mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が転用地、南が宅地と畑、北が農道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項は、軽石流出防止をとる。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局 議 長	次の5 番について事務局の説明を求めます。 5 番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。土地の所在は、西餅田字井ノ上〇〇番 畑 4 8 9 m²、同字〇〇番〇 畑 1 5 8 m²、同字〇〇番〇 畑 5 3 8 m²、合計3筆の1, 1 8 5 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、造成工事が増え、建設機械の需要が増大してきたので、建機リースの展示場（駐車場）として造成したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 2 6 4. 5 7 m²、〇〇番〇 宅地 2 6 8. 3 8 m²、〇〇番 宅地 4 5 2. 9 9 m²と一体利用し、全事業面積が2, 1 7 0. 9 4 m²となります。議案第5号1 番と関連があります。以上です。 本案件については、議案第5号1 番で、1 6 番委員から報告済みであり

事務局	ますので補足説明については、省略いたします。 次の6番について事務局の説明を求めます。 6番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の〇〇代表役員〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、下名字西田〇〇番〇 田 290㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業の施行があり、広がり10ha以上の一団の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断されます。 転用目的は、駐車場です。申請理由は、門徒等の利用客が増え駐車場が不足の傾向にあるため、申請地を取得し駐車場に利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。第1種農地ですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。隣接地に駐車場が2筆あり、その合計面積の半分以上の面積ですので、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 15番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である既存施設の拡張に該当するため問題なし。申請地の位置は、山田保育園から南西側の位置です。被害防除の現況は、東が田と道路、西が駐車場、南が田、北が道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次の7番について事務局の説明を求めます。 7番についてご説明申し上げます。 譲受人、加治木町反土在住の〇〇。譲渡人、福岡県在住の〇〇。土地の所在は、松原二丁目〇〇番〇 畑 270㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積142㎡です。申請理由は、現在借家住まいのため、申請地に自己の住宅を建築し居住するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が転用地、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次の8番について事務局の説明を求めます。
事務局	8番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字下今別府〇〇番〇 田 59㎡、字下松原〇〇番〇 田 595㎡、合計2筆の654㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地は始良駅に徒歩圏内で国道にも近く、通勤・通学にも便利なため、宅地分譲（2区間）を建設するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良駅から南東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次の9番について事務局の説明を求めます。
事務局	9番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は4名で、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字下今別府〇〇番〇 田 131㎡、同字〇〇番〇 田 190㎡、同字〇〇番〇 田 59㎡、合計3筆の380㎡です。譲渡人、福岡県在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字下今別府〇〇番〇 田 212㎡、同字〇〇番〇 田 467㎡、合計2筆の679㎡です。譲渡人、松原町三丁目在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字下今別府〇〇番〇 田 498㎡、同字〇〇番〇 田 5

	4㎡、同字〇〇番〇 田 249㎡、同字〇〇番〇 田 9.16㎡、同字〇〇番〇 田 14㎡、合計5筆の824.16㎡です。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字下今別府〇〇番〇 田 31㎡、同字〇〇番〇 田 23㎡、合計2筆の54㎡です。合計12筆の1,937.16㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地は始良駅に徒歩圏内で国道にも近く、通勤・通学にも便利のため、宅地分譲（6区画）を建設するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良駅から南東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が私道、西が水路、南が市道と田、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の10番に入る前に休憩といたします。 (休憩) それでは、休憩を解いて議事に入りたいと思います。 次の10番について事務局の説明を求めます。
事務局	10番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市在住の〇〇。譲渡人は3名で、霧島市在住の〇〇、他1名。土地の所在は、加治木町反土字東塩入〇〇番〇 田 589㎡、同字〇〇番 田 644㎡、合計2筆の1,233㎡です。譲渡人、加治木町反土在住の〇〇。土地の所在は、加治木町反土字東塩入〇〇番 田 140㎡です。譲渡人、東京都在住の〇〇。土地の所在は、加治木町反土字東塩入〇〇番 田 1,207㎡です。合計4筆の2,580㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は太陽光発電所です。申請理由は、太陽光発電売電で事業、生活の安定を図りたいためです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説

議 長 委 員 事務局 議 長	明をお願いします。 5 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 3 種農地で問題なし。申請地の位置は、国道事務所加治木出張所から北西に約 5 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が河川、西が雑種地と宅地、南が田で原野、北が田で野菜が植えてありました。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。 次の 1 1 番について事務局の説明を求めます。 次に 1 1 番についてご説明申し上げます。 譲受人、日置市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は 1 1 名で、東京都在住の〇〇、他 1 名。土地の所在は、平松字狩川〇〇番〇 畑 6 2 0 の内 6 1 6 m²、同字〇〇番 畑 6 6 8 の内 5 7 5 m²、合計 2 筆の 1, 1 9 1 m²です。譲渡人、埼玉県在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番 畑 3 0 5 m²です。譲渡人、福岡県在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番 畑 5 3 5 m²です。譲渡人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番 田 4 9 1 m²です。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番 田 5 0 0 m²です。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番〇 田 1 8 2 m²、同字〇〇番〇 田 8 0 9 m²、同字〇〇番 田 2 1 5 m²、合計 3 筆の 1, 2 0 6 m²です。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番〇 田 7 0 5 m²です。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番 田 8 0 5 m²です。譲渡人、西始良一丁目在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番 田 4 3 9 m²、同字〇〇番 田 6 1 1 m²、合計 2 筆の 1, 0 5 0 m²です。譲渡人、京都府在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番 田 3 7 1 m²です。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番〇 畑 2, 7 9 9 の内 2, 1 6 7 m²、同字〇〇番〇 田 1 2 7 m²、合計 2 筆の 2, 2 9 4 m²です。合計 1 6 筆の 9, 4 5 3 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を買い受け、宅地造成（3 5 区画）を行うためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。里道と水路を含めて一体利用し、総事業面積が 9, 7 5 7 m²で県開発行為事案です。3, 0 0 0 m²超えですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。 ただいまの説明に関連して、2 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
---	--

委員 議長	2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県防災研修センターから南西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が河川、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。
事務局	次の12番について事務局の説明を求めます。 12番についてご説明申し上げます。 譲受人、東京都の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、蒲生町上久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町久末字北下〇〇番〇 畑 5, 109㎡、同字〇〇番 田 820㎡、字久保畠〇〇番 畑 1, 465㎡、合計3筆の7, 394㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、自然エネルギーの売電収入を得て経営の安定を図るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はありません。被害防除計画書の添付があります。総事業面積は110, 939㎡で県開発行為事案です。3, 000㎡超えですので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議長 委員	ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、大楠アリーナから南西に約600mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が山林原野、南が山林原野、北が山林原野です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長 事務局	次の13番について事務局の説明を求めます。 13番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字前原〇〇番 田 453㎡、同字〇〇番 畑 147㎡、合計2筆の600㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判

議 長	断されます。 転用目的は、作業所・駐車場です。申請理由は、土地造成をして、駐車場と冷凍機修理の作業所として、父と使用貸借をするためです。お父様が修理業をされており、使用貸借で貸すということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はありません。被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	5番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、永原小学校から南に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が山、西が休耕田、南が市道、北が休耕田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次の14番について事務局の説明を求めます。
事務局	14番についてご説明申し上げます。 譲受人、大阪府の〇〇株式会社支配人〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、松原町三丁目〇〇番〇 畑 132㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画の用途の設定は第一種低層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、当社は不動産業を営んでおり、事業継続のため、申請地を宅地分譲するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 684.09㎡、〇〇番〇 宅地 133.33㎡と一体利用し、全事業面積は949.42㎡です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が市道、南が宅地と畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。

議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について 1番から14番までについて一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から14番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から14番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。
議 長	————— 議案第7号 ————— 次に、日程第9、議案第7号農地の利用目的変更願について議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第7号農地の利用目的変更願についてご説明申し上げます。今月は1件でした。 1番についてご説明申し上げます。 申請人、船津在住の〇〇、他1名。所有者も同一です。土地の所在は、船津字立元〇〇番〇 田 60㎡です。農地区分は、広がり10ha以上の一団の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断されます。変更後の使用目的は、畑です。申請理由は、昭和25年に田を畑にしたためです。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、15番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	15番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、船津公園から南に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が宅地、南が宅地、北が里道です。申請実現の確実性は、以前より畑として使用しているので確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。

議 長	これより、議案第7号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第7号農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第7号農地の利用目的変更願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議案第8号	
議 長	次に、日程第10、議案第8号非農地証明願について議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第8号非農地証明願についてご説明申し上げます。今月は1件でした。 1番についてご説明申し上げます。 申請人は宮島町在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、宮島町〇〇番〇 畑 259㎡です。農地区分は、都市計画の用途の設定は準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和43年7月です。現況は宅地です。申請理由は、地目変更登記がなされていなかったためです。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、14番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、建昌小学校から北西に約100mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となってから、約49年程度たっていると認められる。周囲の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、すでに宅地となつて49年経過しており、家も建っている状況でありやむを得ないものであると認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査員としましては承認意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第8号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

議 長	委 員 「質疑・意見なし」
	それではお諮りいたします。議案第8号非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	委 員 [賛成多数]
	賛成多数により、議案第8号非農地証明願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	————— 議案第9号 —————
	次に、日程第11、議案第9号農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます
事務局	それでは、議案第9号農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についてご説明申し上げます。今月は1件でした。 1番についてご説明申し上げます。 申請人は加治木町小山田在住の〇〇。変更区分は用途区分変更です。土地の所在は、加治木町小山田字下市来原〇〇番〇の一部 畑 1, 506の内200㎡です。変更前の用途区分は農地です。変更後の用途は、農業用施設用地（農業用倉庫）です。補助事業との関連は、昭和52年から61年県営畑地帯総合土地改良事業（十三塚原地区）の区域内です。所有者も同一です。理由は、現在、飼料作物等を植えているが、一部、整地をして、農機具倉庫を建築し乾燥藁・農機具を格納するためです。今回は農業倉庫だけで、200㎡以下ですので転用許可は必要ありません。今後、畜舎もこちらに移転予定があります。その際には200㎡を超えますので、4条許可になります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、市来原公民館から南東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が農道、西が畑、南が畑、北が畑です。申請実現の確実性は、畜産農家であり必要であるため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第9号1番について質疑に入ります。質疑のある方は

		挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」 それではお諮りいたします。議案第9号農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数] 賛成多数により、議案第9号農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長		————— 議案第10号 ————— 次に、日程第12、議案第10号農地あっせん申出（売渡希望）について議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第10号農地あっせん申出（売渡希望）についてご説明いたします。総会資料は、21ページでございます。今月の申請につきましては、1件となっております。参考資料につきましては、94ページになりますので、ご審議の参考として下さい。 それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、加治木町小山田字東木迫〇〇番〇 畑 2, 514㎡及び〇〇番〇 畑 65㎡です。申請人は、平松在住の〇〇。現況は茶畑であり、譲渡希望価格は、農業委員会一任となっています。以上、議案第10号の説明を終わります。
議 長		これより、議案第10号1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 8番委員。
	委 員	8番委員です。20年かそれ以前からお茶畑です。申請人は平松在住ですが、実家は私の自宅近くで、本人は会社員で最近定年退職されています。お茶自体は利用権設定をして、借人が管理されていたと思います。お茶を抜根して売めるのかお尋ねします。
議 長		事務局。
	事務局	以前の〇〇さんと同じように茶畑として売却をしたいという希望でした。

議 長	8 番委員。
委 員	申請人は、〇〇さんのお姉さん婿。兄弟で畑を分けている。〇〇さんは先月あっせんを取り下げて利用権を設定した。今回も同様になるのではと考えています。お茶畑のあっせんは、品種もあり難しい。
議 長	事務局。
事務局	申請人はお茶畑として売りたいということです。〇〇さんの件は、経過報告でお話しますが、売渡を希望されていますが、なかなか買い手がないということで、近々利用権設定をされる予定です。ただし、〇〇さんは処分をしたいという意向ですので、売渡ができるまでは利用権を設定して、引き続き売渡としてあっせんをお願いしますということです。おそらく同じようなかたちで申請人の方も利用権がでてくるとは思いますが、最終的には売渡を希望されるということでした。
議 長	8 番委員よろしいですか。
委 員	はい。
議 長	他にございませんか。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第 10 号農地あっせん申出（売渡希望）についての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、農地あっせん申出(売渡希望) についての 1 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第 10 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 9 号農地あっせん申出（売渡希望）についての 1 番については、3 番委員、8 番委員、11 番委員にお願いしたいと思います。

		事務局案でよろしいでしょうか。
	委 員	「はい」
議 長		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に、日程第 13、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の 3 ページをご覧ください。 31 番につきましては、議案第 2 号で説明しましたとおり、あっせんが成立いたしましたので終了となります。 32 番につきましては、近々利用権設定がなされる予定です。今後も引き続き売渡希望とのことです。 続きまして、5 ページをご覧ください。50 番につきましては、譲受人が決まりましたので、11 月にあっせん会議を開催いたします。以上で報告を終わります。なお、総会終了後、始良地区はこちらの議場、加治木・蒲生地区は別室に分かれていただき、意見交換等を行いたいのので、ご協力をお願いします。
議 長		あっせん委員から、何か報告等ございませんか。 12 番委員。
	委 員	12 番委員です。42 番についてですが、私が事務局に話を持っていったときに、霧島市のほうで土地を買おうと聞いたのですが、取り下げではないのですか。
議 長		事務局。
	事務局	確かに以前霧島市のほうで、3 条で土地を取得するということでしたが、しばらくして軌道に乗ったら始良市の方でも農地がほしいので、あっせんを残してほしいとの希望がありました。
議 長		よろしいですか。
	委 員	はい。
議 長		他にございませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。

————— 農用地利用集積計画合意解約 —————	
議 長	次に、日程第 1 4、農用地利用集積計画の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。9 月は、3 件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（9 月分）をのちほどご確認下さい。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長	ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— その他 —————	
議 長	それでは、日程第 1 5、その他でございますが、鹿児島県女性農業委員の会総会と研修会について 3 番委員より報告をお願いします。
委 員	3 番委員です。女性委員 4 名と事務局と 9 月 7 日から 8 日まで総会並びに研修会に行っておりまして。初日は、支部会、総会、研修会、情報交換会がありました。総会は、1 0 0 名近くの女性の方がいて驚きました。2 日目は、視察研修でした。霧島市で農業参入された株式会社エコ・スマイル、株式会社さくら農園へ行きました。エコ・スマイルさんは、循環型農業への取り組みや新規就農希望者の受け入れなどの話を楽しくわかりやすく説明をしてくださいました。さくら農園さんの方では、観光農園の経営や加工、レストランを建設中で 6 次産業にも取り組まれている、勉強になりました。以上です。
議 長	他にございませんか。 1 1 番推進委員。
委 員	1 1 番推進委員です。議案第 7 号農地の利用目的変更願について、地目が田で昭和 2 5 年に田を畑にしたということは、6 7 年前になりますが、地権者から農業委員会へ変更をお願いしますと相談があるのですか。
議 長	事務局。
事務局	申請人は県道拡幅工事の件でご相談にみえました。その際に家の裏手

議 長	にある田をすでに畑にしているとご相談があり、利用目的変更願を出していただくようお願いした経緯があります。本人からの申出でわかった案件になります。 よろしいですか。
委 員	はい。
議 長	他にございませんか。 それでは、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
事務局	○視察研修について説明 ○利用状況調査の反省と基盤整備に伴う農地集積の検討
議 長	他にございませんか。 それでは以上をもちまして、平成２９年度第６回始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員	
署名委員	

